

大口町職員交通事故及び交通法規違反処理委員会規程

(目的及び設置)

第1条 大口町職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員。以下「職員」という。）の交通事故防止を図るとともに、事故処理の万全を期するため。大口町職員交通事故及び交通法規違反処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「交通法規違反」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の違反（道路交通法第9章の反則行為に関するものを除く。）をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 事故発生の原因究明及び処置に関すること。
- (2) 別表に掲げる基準に基づき、事故及び交通法規違反（以下「事故等」という。）の関係職員の処置に関すること。
- (3) 事故による損害賠償に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、副町長、教育長、総務部長、地域協働部長、まちづくり部長、健康福祉部長、建設部長、生涯教育部長、議会事務局長及び政策推進課長をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、副町長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の全員で決する。

(事故連絡等)

第6条 事故等の発生の際は、事故関係所属長は直ちに政策推進課長に連絡するとともに交通事故(違反)報告書(別記様式)及びその他必要な参考資料を提出しなければならない。

(資料の提出)

第7条 政策推進課長は、前条の関係資料の提出を受けたときは、直ちに委員長に提出しなければならない。

(関係職員の出席)

第8条 事故等の関係職員は、委員会に出席し、当該事故等に関する説明を行わなければならない。

2 委員会に出席を求められた職員は、その会議に出席しなければならない。

(会議の省略)

第9条 委員長が特に認めた場合並びに軽易な事故及び交通法規違反については、会議を省略することができる。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の結果を関係書類を添え町長に報告しなければならない。

2 前条の規定により会議を省略した場合も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(公務外の事故等の取扱い)

第12条 公務外における事故等の取扱いについては、この規程を準用する。ただし、第3条第3号の規定は除く。

(その他必要事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成2年7月27日 大口町訓令第11号)

この訓令は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月1日 大口町訓令第23号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行し、改正後の大口町職員交通事故処理委員会規程の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月31日 大口町訓令第13号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日 大口町訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月24日 大口町訓令第7号）

この規程は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員交通事故処理委員会規程は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月21日 大口町訓令第24号）

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の改正規定中「助役」を「副町長」に改める部分は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日大口町訓令第20号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町訓令第14号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交通事故及び交通法規違反に係る懲戒処分基準

原因	損害の程度			人的損害		物的損害	無損
	死亡	重傷	軽傷				
飲酒運転 酒酔い運転 酒気帯び運転	免職	免職	免職	免職	免職	免職、停職又は減給	
ほう助又は同乗	免職又は停職	免職又は停職	免職又は停職	免職又は停職	免職又は停職	免職、停職又は減給	
悪質な交通法規違反 著しい速度超過 (時速50km以上) 無免許運転 共同危険行為	免職又は停職	免職又は停職	免職、停職又は減給	停職、減給又は戒告	停職、減給又は戒告		
事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職	免職	免職又は停職	免職又は停職	—		

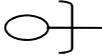
- 備考 1 処分を行うに際しては、過失の程度、職責、過去の違法行為、日常の勤務態度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。
- 2 飲酒運転以外の交通事故又は交通法規違反（上記以外の法規違反）については、当該事故又は当該違反の損害の程度により処分をするものとする。
- 3 「重傷」とは、入院期間30日以上のものであるものとする。

別記様式（裏）

（事故現場図）

事故現場図作成上の注意事項

1. 事故現場図は事故の状況が把握できるように詳しく記入のこと。
 2. 各当事者の車両の進入方向（→）を記入のこと。
- その他下記により表示してください。

自車		相手車		自転車、オートバイ			
人		信号機		一時停止		徐行	

備考